

次期行財政改革大綱の基本的な考え方（総論素案）（概要）

第1 行財政改革の必要性

1 これまでの取組の成果と課題

これまでの行政改革大綱の経緯

- ・ 栃木県行政改革大綱（第1期）（平成6～9年度）
- ・ 栃木県行政改革大綱（第2期）（平成10～12年度）
- ・ 栃木県新行政改革大綱（平成13～17年度、平成14年3月改訂）
- ・ 栃木県行財政改革大綱（平成18～22年度）

行財政改革（平成6～22年度）の主な成果

- ・ 開かれた行政と協働の推進
 - 政策マネジメントシステム、パブリックコメント制度等の導入
 - 市町村への権限移譲の推進
 - アウトソーシングの推進、指定管理者制度導入等
- ・ 執行体制の見直し
 - 本庁組織の改編や出先機関の統廃合
 - 適正な定員管理の実施
- ・ 財政基盤の確立
 - 事務事業・補助金等の見直し
 - 県債残高減少に向けた取組の実施

「栃木県行政改革推進本部」（本部長：知事）のもと全庁を挙げた取組を実施。社会経済情勢の変化、財政状況の悪化、地方分権時代の到来といった本県を取り巻く大きな環境の変化を、的確に把握し対応した県政運営を行っていくことが必要。そのためには、県政運営の土台である行財政基盤を強固なものとする行財政改革に引き続き取り組む必要。

2 現在の県政を取り巻く環境

(1) 社会経済情勢の変化

少子高齢化、県内経済の低迷といった社会経済情勢の大きな変化の中にあって、多様化する県民ニーズや行政課題に、的確かつ柔軟に対応可能な行政が必要。

(2) 価値観の多様化と社会貢献意識の高まり

真に「心の豊かさ」を共有できる社会づくりのためには、多様な主体の連携・協働による社会貢献の行動が促進できるような行政が必要。

(3) 危機的な財政状況

財政基盤の立て直しを図るため、県民・団体、市町村、県議会からの意見・要望等を踏まえ、平成21年10月、「とちぎ未来開拓プログラム」を策定したところ。

「とちぎ未来開拓プログラム」を着実に実行し、本県の財政健全化に取り組み、持続可能な財政基盤の確立を図る必要。

(4) 地方分権時代の到来

地方分権改革の進展により、自治体の自由度は高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となる。

一方、厳しい財政状況という条件の下、大きな社会経済情勢の変化等に対応した県民益の最大化を図る県政を、自己責任・自己決定により推進していくことが必要。

3 新しい行財政改革大綱の策定

(1) 策定の意義

県民満足度の高い県政を実現していくためには、その県政運営の土台である行財政基盤を強固なものとする取組を推進する必要。

現在、「とちぎ未来開拓プログラム」の着実な実行によって、「選択と集中」の観点による県民ニーズへの的確な対応と並行し、財政基盤の立て直しに取り組んでいるが、今後は、行財政基盤全般についての取組を推進していくことが必要であり、新たな行財政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定する。

(2) 大綱の内容

行財政改革の基本的考え方と改革の具体的な取組内容を明らかにする。

栃木県総合計画を推進していくための土台づくりの考え方や取組を示す。

(3) 大綱の推進期間

平成23年度から平成27年度までの5年間。

- ・ 「とちぎ未来開拓プログラム」を踏まえた目標設定を行い、できる限り推進期間前半の2年間に重点的に取り組む。
- ・ プログラムの達成状況を見据えながら、後半の取組内容、方向性、スケジュール等についても、推進期間前半で見直しや更なる取組の検討を行う。
- ・ 長期的な目標とすべき取組についても、推進していく。

第2 行財政改革の基本的考え方

1 行財政改革の目標

地方分権時代到来の県政への影響

- ・ 国と地方、県と市町村、官と民の役割分担が変化
- ・ 自治体の自由度が高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能
- ・ 自己責任・自己決定による県政推進が必要
- ・ 地域の実情に即した県民満足度の高い県政が必要

【厳しい財政状況】

地方分権時代にふさわしい行財政基盤（行財政運営の姿勢、仕組み等）が必要

行財政改革のテーマ

地方分権時代に対応した県政の確立に向けて（仮）

行財政改革のテーマ実現のための、4つの目標

- ◆ 県民とともに地域を創る行政の推進
- ◆ 県民に開かれた行政の推進
- ◆ 自律的な財政基盤の確立
- ◆ スリムで活力ある執行体制の確立

2 行財政改革の取組方向

(1) 県民とともに地域を創る行政の推進

地方分権時代にあっては、県政における諸課題について、県民を始め地域のあらゆる主体が協力して、解決に向け取り組んでいくことが必要。

行政を進める上でも、「地域とともに創る」基本姿勢を確立することが必要。

- ・ 住民に身近な市町村との連携の強化と権限移譲の推進
- ・ 県・市町村・民間等多様な主体が適切な役割分担のもと協働する取組の推進
- ・ 民間へのアウトソーシング等の推進

(2) 県民に開かれた行政の推進

多様な主体の県政への参加を促し、「地域とともに創る」行政の前提として、県民に開かれ、かつ信頼を得られる行政であることが必要。

- ・ 情報公開と説明責任の徹底による情報の共有化と県政の透明性の確保
- ・ 県政への県民の積極的参加と県民の声の十分な反映
- ・ 情報通信技術の活用、手続の簡素化などによる利便性、サービスの向上

(3) 自律的な財政基盤の確立

県政運営の土台の一つである自律的な財政基盤を確立した上で、県民満足度の高い県政の実現のため、様々な課題等に的確に対応した施策を展開することが必要。

- ・ 「とちぎ未来開拓プログラム」の着実な実行

- ・ プログラムの推進期間終了後も歳入の確保や行政経費の削減、事務事業の見直し等を継続的に実施する取組

(4) スリムで活力ある執行体制の確立

「人づくり」が県政の基本である（総合計画）のと同様に、行財政運営の原動力は「職員」・「組織」。

分権時代にふさわしい執行体制の確立と職員の育成・能力向上等を図ることが必要。

- ・ 多様な行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする簡素で効率的な組織運営体制の整備
- ・ 内部管理事務の効率化と適正な定員管理の実施
- ・ 県民との協働、独自性・主体性を持った施策の形成・展開ができる高い意欲を有する職員の育成・能力向上

3 行財政改革取組の視点

これまでの大綱で設定した行政改革の5つの視点を継承し、「業務上の指針」として引き続き徹底を図っていく。

- (1) 県民の目線からの改革
- (2) コスト意識の徹底
- (3) スピード重視
- (4) 成果重視
- (5) 透明性の確保と説明責任の徹底

4 職員の意識改革と職場づくりの推進

行財政改革の必要性和重要性について共通の認識のもと、個々の「職員の気づき」により改革を進めていくことが必要。

職員の意識改革と活力ある職場づくりのための取組を推進。

5 行財政改革大綱の推進の方法

(1) 適切な推進管理

実施目標・数値目標の設定による進捗状況の把握と、着実な推進必要に応じた取組の追加・見直し

(2) 推進体制

庁内体制 ～ 全庁を挙げた行財政改革の推進～

「栃木県行政改革推進本部」(本部長：知事)

助言機関 ～ 幅広い観点からの助言による行財政改革の推進～

学識経験者等からなる「栃木県行政改革推進委員会」の設置

(3) 推進状況の公表

行財政改革の推進状況について、県民にわかりやすい形で公表を行う。